日本林業経済史論 2

----日本歴史と林業の見直し----

西川 善介

目 次

はしがき

第一章 課題と研究史

第1節 原始産業としての林業

(イ)

(口)

(11)

第二章 中世伐出生産(木年貢制度)の実態 ——日本林業の最先進地帯・京都山国・黒田 地方

第1節 近世以前の山国荘(杣)の構造と伐 出生産

以下本号

第2節 山国荘の在地構造

第三章 「近世」丹波材の生産と流通の実態 第1節 太閤検地による木年貢制度廃止と名 主体制の解体過程

第二章 中世伐出生産の実態

第2節 山国荘の在地構造

中世領主たる禁裡に対する山国荘本郷の負担は、室町後期一戦国期には大別して年貢、公事物、夫役にわけられる。名田は、正治2年(1200)に36名であったが、元亀2年(1571)『山国庄大杣方御公用米算用帳』、同『山国庄棚見方御公用米算用帳』で年貢負担の対象となっているのは28.5名で、残りの7.5名のうち4.5名が黒田村に、3名が小塩郷に渡っ

ているが、その経緯について詳しくは不明である。名田地の内訳は第1表の通りである。そのほかに京上田・在家銭等がある。京上田とは、年貢公事を禁裡に運搬するための費用として支給された田地のようであるが、名との結びつきについては後述にゆずる。

年貢率は雑事方1反当り4斗3升,工方3斗5升となっているから、名田全体の負担は239石4斗4升となる。京上田その他の課税については煩雑になるのでふれずにおく。公事物は耕地、山林あるいは河川の副産物や手工業的生産品に至るまで恒例、臨時を含めて約20種類にのぼる(野田只夫『丹波国山国荘史料』・32頁:以下に『A』と略す)。夫役には禁裡御所の警固役及び雑用たる仕丁役などがあった。

以上の諸課税のうちで、荘郷民のもっとも重要な負担が公事役に属する木材の上納であったことはいうまでもない。荘からの上納材については奥野高広氏は月次分(定額)、正月御斉会用木の恒例分と臨時の修理分とがあったと述べておられる。そのうち問題になるのが月次分であることはもちろんであるが、さてその月次分について現在残っている資料は「大杣方黒田」分の数点と「棚見方黒田」分一点の記録に過ぎない。すなわち前者は明応6年(1497)12月分、文亀元年(1501)8月分、永正5年(1508)9月分、永正6年(1509)6月分で、いずれも522支を上納している資料である。もっとも、もう一点の永正6年(1509)年8月は261支となっ

第1表

名田の所属	名数	雑事方	工方	計
大杣方	15.5	15町4反	17町 9 反40代	33町 3 反40代
棚見方	13	13	15 5 20	28 5 20

ている。奥野氏はだいたい以上の類の資料と禁 裡側の記事「山国材木事, 只今伊勢備中以使者, 於御月次分者,毎月不及違乱」(『忠富王記』明 応6年《1497》6月24日条),「新大すけとのへ、 山くにより月ことにまいらせらる、」(『御湯殿 上日記』文明17年《1485》6月17日条)とによ って、黒田村の大杣方からは毎月522支を上納 したこと, したがって山国荘全体としては月次 分が相当の額にのぼったものと推定されておら れる(奥野『皇室御経済史の研究』・199頁:以 下に奥野『正』と略す)。しかしその点には、い ささか疑問もないわけではない。同氏が推定す るように大杣方黒田分の木年貢が毎月あったと すると年間5264支となり、しかもそのほかに棚 見方黒田分の年間木材量がさらに加わり、2万 5000本であるから、黒田分だけですでに相当な 量となる。その木材は三尋木という大材(尋は 奈良県吉野地方では5尺を意味する)であった。 それに, 荘から禁裡へ木年貢を京上させる場合, 故障のない限り大堰川を利用しているが、水上 36里を隔てた嵯峨まで約5日間かかる流送であ る。黒田とは別に、 荘本郷の月次分が同様にあ ったとして, はるかに厖大な量に達するその木 材を,年間を通じて毎月流送できるものとして, 計画すること自体がそもそも困難ではないだろ うか。次の資料(『A』・100頁) は棚見方黒田 分(下黒田文書であるから黒田と推定した)の 未進1か月分を5年過ぎてから、いぜんとして その月の分だけを上納しているのであるが、い かにもおかしい。

棚見方延徳四年(一四九二)六月分ノ内

之未進分事 合三色木百四拾八支者 右所請取如件

> 明応六年(一四九七)四月七日 孝久(花押) 種寿(花押)

また,正月御斉会用材は,「毎年正月8日か ら7日間,禁裏の大極殿で金光明最王経を講義 して国家の安寧, 五穀の豊作を祈願する法会の 際の入用材である|(藤田彰典『木の文化誌』 21頁・1993・清文社)が、大永5年(1525)1月 8日, 同8年(1528)1月9日, 享禄5年(1532) 1月9日に各483本を、弘治3年(1557)1月 8日に32支を、いずれも黒田村の4、5名の名 前で大杣方から貢進している。毎年あるはずの 儀式にも拘わらず16世紀前半に木材の受領書は 集中しており、山国本郷から送った形跡のない ことも月次分と同様にまことに不思議である。 そういえば文亀3年(1503)5月15日『忠富王 記』に「黒田三ヶ村、去年百年以来の大水にて 地下困窮を申し出, 当年分二ヶ月および次年の 材木貢進の免除を孝久,加田二郎左衛門(以上 の禁裏側の申次)に申し入る」(『朋史』1号・ 69頁)とある。木材運送はほぼ大堰川を利用す るから,大水で筏流しが不可能になることは納 得できるが,ここでも黒田村だけが顔を出して, あたかも山国荘本郷は関係がないようである。 いま、大胆に推測を下せば、この時代には山国 荘本郷周辺の山林は、すでに天然林供給地では 伐り尽されていて,後章で述べるように村落周 辺で出材に便利な河川に近い私有林には一種の

天然更新 (発芽更新) による育材が, 一部の畠 には人工造林が始まっていた。そして五三寸三 尋木の用材に適当な大材の杉・桧・アテ等の山 林は、かつての大布施杣周辺である「奥山」に 近い黒田3か村や西谷・馬場谷に近い小塩村に しか残存していなかった。そこで本郷が支郷へ 出材の仕事を請負わさせていたのではなかろう か。野田氏は南北朝以後は出材は請負制となっ たといっている(『A』・32頁)。小塩村には承 久2年に「小塩保御問」が存在したことが確認 されている(豊田武『増訂中世日本商業史の研 究』198頁, 1952年, 岩波書店)。しかもその 「黒田村に於ても, 永禄以後は三尋木の代りに 章板(屋根板)を献じ御湯殿上日記永禄,或は桧皮 を献じた」(奥野『正』・199頁)という。確か に『元禄年間黒田宮村西家の永代書留』にも 「むかしハふき役として毎年だいり(内裏)江 へき板上り申し候。たいこう(太閤)様天下の 時分、同山手にかな木を売り候」(野田只夫編 『丹波国黒田村史料』・151頁:以下に『D』と 略す)とあって、三尋木を上納した云い伝えは 残っていない。以上のことと同時に, 後述する ように木年貢制度自体がすでに弛緩してしまっ ていて,次第に増大していく売買材=商人材と 競合的状態にあったことを見のがすことはでき ない。たとえば奥野氏は、「明応六年六月に、 嵯峨の問丸は山国から運送の六月分の月次材木 が、途中で河内十郎の為に留置された事を訴へ たので、禁裏では幕府に仰下された。其御主旨 は、炎旱のため水路が困難となった場合には、 売買の材木よりも御月次分を優先的に筏下せし めよと云ふに在った。以上忠」。(奥野『正』·201 頁)と述べている。しかしこれは、6月16日の ことで,「丹波国□□河内十市と申す在所」で 大堰川から引水している井堰との関係で問題が 生じたのであって、『忠富王記』 6月24日の条 に「山国材木の事、只今伊勢備中使者(幕府役 人)を以て、御月次分においては、毎月違乱に 及ばず候。夏、炎旱時分、売買材木は用水通路 損はずの様、水りよう分を専一候。通路すべき 由、地下人申合せ候処、御月次に混り、売買分 理なく通路の条、田地失墜ども迷惑候」と事 件が起きた理由を述べ、解決したから「先づ以 て目出候」と、幕府は禁裡に報告しているので ある。

永禄6年(1563)の荘記事によれば、かつて 山国荘は36人の郷士名主であったが、そののち 分家などが次第にできて、ほかに72戸が増加し、 都合108戸となった。そこで斧役を1戸1挺と して108挺とさだめ、本家1戸に分家2戸をも って各組合をつくり斧役1挺について五三寸三 尋木の木材83本の割合で合計8964本を禁裡造営 のたびに上納し、またそのほかの臨時修理材も 別に調達するようになったというのである。

永禄六亥正月十日,山国庄郷士名主家三拾六人江,源平藤橘氏位宣旨一姓二九枚宛三拾六枚,御杣御綸旨壱枚頂戴罷在,右三拾六苗者,曹子家追々增多而七拾弐軒,本家曹子家都合百八家,百八挺,斧本家壱人二曹子弐人差加三人宛組合,斧役壱人二付八拾三本,都合八千九百六拾四本,五三寸三尋木卜申,材木内裹様御造営毎二奉差上、其余諸材木不残御調達奉仕差上,速二御成就被為有候事(『A』・280頁)。

右の資料では斧役がこのとき初めてできたものなのか、それが108挺というのは永禄6年のことなのか、あまり明確にはいいきれないが、とにかく斧役1挺をもつ家が山国荘初期の36名主に由来することはあきらかである。さらに山国荘は文禄5年(1596)のいわゆる太閤検地によって荘園体制は消滅して、荘内の各村落がいっせいに自立して以後、近世の行政村落に転換

をとげていった。かくして成立した諸村は幕府 領となって禁裡御領からも離れ, 領主支配の仕 方は一変して一般近世村同様の支配をうけるこ とになった。したがって、これまでの名主体制 と直結していた木年貢制度は廃止され、山国本 郷12か村は太閤検地で初めて検川役という銭納 を新たに課された。その検山役は全部で119貫 792文である。さらに延宝6年(1678)山城国 総検地で山林はさらに反当り弐合宛の新検山役 を課された。その結果、12か村の全山林の面積 があきらかになった。そして旧山国荘惣有林と して未分割のままだった山林のうち「里山」と 称された馬場谷・西谷・祖父谷の3か所が慶長 11年(1606)に山国郷8か村に小塩村1か村を 加えて9か村の間で分割され、さらに黒田3か 村に近い「奥山」が寛永7年(1630)に、さき の9か村にさらに黒田3か村を1か村と計算し て加へ、10か村となり、それぞれ「公役の高下 に応じ |、すなわち108挺の斧役を基準として各 惣有林は各村へ分割された。もちろん山役銭も 同様である。

そこで中世の名主と林野用益の関係をも具体 化するために、まず近世において各村に分割さ れた惣有林=特定の村山の実態からあきらかに していこう。

いま明治2年(1869)の上黒田村村鑑帳(日本林制史調査資料「江戸時代」20号)をみると、

一同国同郡奥山広河原村片波村両方之内御杣 役山御座候事

但シ由緒之儀者長文ニ御座候間略之

とある。右資料にある広河原村、片波村とはかつての荘所有の「奥山」周辺地域に新たに形成された村である。ただし近世に入ってから成立した広河原村と中世末期に事実上成立し、近世初期の太閤検地で一定の石高をもつ行政村とし

て確立した片波村とでは本郷12か村の中での取扱いが異なっていることは、以下にふれていく。なお、この御杣役山と称される「奥山」が近世に入って既述のように12か村の間で108挺に基づいて分割経営されていた。たとえば文化2(1805)に上黒田村が山役銭を取って片波村へ貸していた林野(すなわち宛山)について、両村の間に山論がおきたとき、片波村の代表、重太郎が

寛文十三子年(の検地)以前に片波村の山と 申すはこれ無く黒田村より遣し候山抔と御申 し成され候得共,我々とも合点致し難く,此 の訳ハ片波村にも山役銭八貫文余これ有り, 斧役もこれ有り候

と述べたのにたいし、黒田村より返答して

八貫文余の山役銭と申すは、往古黒田村より 山を片波村江遣し候時に山役を附け遣し候訳 也、いずれの国にても無年貢の山を譲り候儀 ハこれ無く、且又片波ニ斧役これ有り抔と重 太郎法外を申され候ても、此の儀は無跡形も 偽り也、山国郷中ニ百八丁の斧役これ有り候 処、是を郷中拾弐ケ村夫々に割付けこれ有り、 片波村二其の証拠並に郷中の割付片波村江ハ これ無くと申し候、

と。かくして「重太郎返答これ無く」という如くである。近世において斧役108丁が収益の対象とした林野は、各村に分割されると、その林野は以前からその村に存在した村持林野と区別されていた。前者の主たる収益はその村に割りあてられている斧役の所有者に限られていた。次の「資料1」は上黒田村の惣持山(村中持山)の売買のばあいであり、「資料2」は荘所有であった奥山の一部を分割したさい上黒田村に割り当てられた林野の年季売の事例である。

「資料1」(日本林制史調查資料「江戸時代」4号)

永代壳渡申山之事

壱ツ所,有所ハ灰屋谷口西平ニ有之,小名ハ こちかさこなり

四至傍示ハ,東ハ川限り,北ハ下タハ加すら 木,上ハ尾通,南流尾通下タす へ石,西ハ大峯通

右件之山ハ,雖為惣中山と,灰屋草山之出入時,使銀二指語り,此山四方境目内,五ツわり壱分伊右衛門分,同壱分甚左衛門分,同壱分加右衛門分,同壱分八人分,但し八人分数ハ勘兵衛,同佐右衛門,同三郎右衛門,同市郎右衛門,同平兵衛,太右衛門,次左衛門,庄兵衛,此代銭三百目極り,村中不残此賀判者共永代売渡し申処実正明白也(以下略)

延宝八年(一六八〇) 申ノ十二月二日 上黒田村 売主 市兵衛⑪ (外廿七名略)

> 同村 伊右衛門殿参 甚左衛門殿参 吉右衛門殿参 加右衛門殿参 同八人之衆殿参

「資料2」(日本林制史調査資料「江戸時代」4号)

売渡シ申用木山年切之事

一壱ケ所, 山有所ハ奥山ひろ川, 上黒田村役 山弐拾三人内拾六人分也

右之件之山は代々当々役山ニ而御座候へ共, 亥ノ上納之銀ニ指上,代銀三百廿匁,拾ケ年 内は当子ノ年より切り木,間ハ□□向後酉之 年迄弐拾弐年切,内弐年ハ前年ニ残,とら年 より廿年ニ切り、売渡申候処実正明白也(以 下略)

元禄九年(一六九六)子ノ極月十日 上黒田

> 庄屋 勘兵衛 茂左衛門 (外十四名略)

丹波屋仁右衛門ニ参 (ひかへ)

「資料1」のばあい、売主28名、買主11名で 合計39名(売主,買主にダブル者なし)となる。 この売買より2年前の延宝6年(1678)の検地 帳の石高所有者は51名でこの方が11名多いが、 この11名は大部分が2斗以下の石高に過ぎない から, 村内で一軒前のとり扱いではなかったと 考えられる。したがって村持山の売買はいちお う惣百姓の責任においておこなわれた、といっ ていい過ぎることはない。念のため上黒田村の 戸数は寛文11年(1671) 宗門改帳で42戸、明治 2年(1869)村鑑帳で61戸となっている。これ に対して役山の所有者は23名で、惣百姓の半数 にも満たない。他の資料(寛保3年(1743)の 一札)によっても「おく山持役人弐拾三人、得 心之上連判仕|(日本林制史調査資料「江戸時 代」4号) る、とあるように、上黒田村の役山 所有者数は固定している。

そこでさらに、役山所有者の実態を追究して みなければならない。次の資料は、中世に本郷 八カ村に属した井戸村で荘所有林野から井戸村 分として割りあてられていた「そぶ谷」「馬場 谷」「奥山」の立木を売買したとき、村内の役 山所有者とわき百姓との間に起った争論の事例 である。

乍恐返答言上(『A』·307頁)

一井戸村こわきの百姓八人之者共,今度新儀 之偽り申上言上仕り候儀ハ,役人百姓廿人 之内ニ,大分ノ借銀御座候ニより,此度役 山長年ヲ切り売申ニ付,若し妨申候ハ、、 少之割符も可取かと存,横領之族申かけ候 御事

- 一往古者,禁中様御領ニテ,所之名主之諸事 支配ニ御座候ニ付,其下知ニ随ひ,そま役 六人いたせ候に付,古法之例を以テ,四拾 余年以前,そぶ谷,馬場谷,奥山ヲ山国中 村々へ分ケ申時,井戸村へも六人役分,右 之山わけ取申候,其いにしへより御公役儀 致し申百姓井戸村ニ廿人御座候ニ付,右之 役山ノ立毛売候時ハ,弐拾人平等ニ配分致 し申候御事
- 一先年も脇百姓共七,八軒も御座候へ共,役 山割符いたし少分ニても終ニ渡し申儀ハ無 御座候処ニ,今更加様たる新規之偽り申上 候段,何共迷惑ニ奉存候,御慈悲ニ如先規 之,被為仰付被下候ハゝ,難有可奉存候, 以上

山国井戸村 庄屋 久左衛門 年寄 権右門 (外四名略) 助十郎 (外十二名略)

寛文拾三年 (一六七三) 丑二月廿三日

寛文13年当時に井戸村が何軒であったかは、残念ながらわからないが、このとき役人百姓(村役人の意ではなく役山所有者)20名以外に7、8名の脇百姓がいたことは明白であり、さらに役山の権利がただ役人百姓といわれる役山所有者にのみあったことも上黒田村と同様である。しかも井戸村の資料が教えてくれるさらに一層重要な点は、荘所有林野を分割した当時(寛永8年《1631》頃)、井戸村は杣役6人を所有していたこと、それにも拘わらずその役を

事実上負担してきた者は「いにしへ」から廿人いたこと、その結果は井戸村分として割り渡された「そぶ谷」、「馬場谷」、「奥山」の所有についてもこの20人の所有と決定したことがらである。いいかえると、井戸村は中世では「古法之例」によると山国荘全体に対して6人の杣役をもっているが、その杣役は「いにしへ」から村内では20人に平等分割されていた。そして、それはときにはそれ自体で売買の対象ともなっているから、まさに一種の株に過ぎなくなっている。

永代売渡申役敷之事(『A』·68頁)

右之代銀百弐拾匁二,限永代,久左衛門方, 売渡申処実正明白也,此役敷二付,於後々末 代,違乱妨無御座候,為後日証文,仍而如件 元和元年(一六一五)丙拾月十八日

売主

藤右衛門 @

庄屋 重郎右衛門印

年寄 権兵衛 印 (外三名略)

頭百姓 喜兵衛 印

江口久左衛門殿参

中世の杣役が次第に売買されていくことについては後述する。そこで、井戸村で名主支配の頃、すなわち中世の山国荘時代に決定していたという杣役の本質を問うことになる。さいわい、残存する天文19年(1550)の「郷中名主之事」(『A』・283頁)に山国荘「名主之者七拾弐苗、往古より由緒有之者ニ而」として連記されている。その72名のうちに井戸村の名主として江口右近尉光常以下6人が現われてくる。この名主72名というのは山国荘初期の36名主の2倍になる数であるが、事実初期の名がその後だいたい二家に分割されている事実は天文9

年(1540)の「丹波桑田郡山国名職帳」 (『A』・281頁)をみてもあきらかである。すなわち同帳は大杣方15.5名,棚見方13名の計 28.5名のみしか記載されていないが、そのうち25名は次の記載と形式が同様である。

一末守名 口平居 合弐町壱反

末守は正治2年(1200)以前からの開田^{*}名 主,天文9年当時はさきの井戸村水口右近外1 人に名田が分割されている。

ここで既述した永禄6年(1563)の荘記事を想 い起してみる必要がある。初期に36名主であ ったものが、分家などの増加によって全体で108 戸となり、1戸1斧として各斧に83本の木年貢 を課することになったというのである。したが って、この杣役なり斧役の負担する木年貢が名 田の所有に基づくことも,これまでの考察によ ってほぼ推定されるところであろう。 康永3年 (1344) に長掃部允信房に与えた山国庄御杣の 充行状には「山国御杣御料六十六町十代、杣人 等十町五代,公文五町五代,下司,修理,木工 寮十町五代 | (奥野『正』・210頁) とあって、 杣人が給田を与えられていたことが示されてい る。ただし野田氏編集の同じ資料は「御料六拾 二町, 拾代地人等, 拾町五代公文, 五町五代下 司…… | (13頁) となっている。恐らく奥野氏 の句読点の打ち方が正しいと思う。杣人の給田 については既述の天元3年(980)に「山国庄 廿五町余加林十二町 | とあるように山国杣の成 立当初から給田が存在した。杣人と名田との 関係が一層具体的にわかるのは、明応6年 (1497) 4月に、先祖伝来の助武名職二段と 在家一字を所有していた井戸中務及び同様吉野 名 職二段を所有していた中西掃部とがともに 荘の政道に背いて我意を張り、そのうえ御公領 の杣役を他人にひそかに売り払って逐電の止む

なきに至り、名 職等を没収された事件である (『A』・74頁、143頁)。奥野氏はこの事実から 中務が下地を所有し耕作していたとされる(213 頁)が、耕作の事実は後に問題とするとして、 杣役の所有者である両人が2反の名 職を宛行 れていたという事実は、杣人が早くから給田を 与えられていた点からも、この場合杣役の所有 者なるがゆえに2反の名 職を知行していたと 推定して間違いではないと思う。制度上は原則 として杣役と名の知行は結合したものだったわ けである。

そこで次に、元亀2年(1571)の山国荘大杣方および同棚見方に関する「御公用米算用帳」を分析して、室町後期における名主、作人などの性格、それと林野用益の関係等にふれておこう。初めに算用帳の内容を紹介する。元亀2年「山国庄大杣方御公用米算用帳」の一名を抜書してみる。

一 助武 名 柿木兵庫持 合雑事弐段廿五代内

卅代 寿徳庵 廿五代 林之中分 廿五代 中久保 廿代 比賀弥五郎方 廿五代 森脇左近

己上弐段廿五代,分米壱石七升五合内 壱斗五升壱合 中江村西納

弐斗壱升五合 林之中分納 五斗 森下左近納 弐斗九合 柿木納 己上壱石七升五合 皆納

- 一 工方六段廿五代内
- 二反卅代 大野村田

(外七筆は前と同じ記載形式につき略,以下 同じ)

己上六段廿五代,分米弐石弐斗七升五合ノ 内

壱斗七升五合 川成 六升壱合 柿木弥三郎 納 (外十一筆略)

以上弐石弐斗七升五合 皆済 合弐段廿五代ノ内

壱段 辻河原道林

(外二筆略)

以上弐段廿五代,分米壱石七升五合之内 六斗 地蔵院納

(外二筆略)

以上壱石七升五合 皆納

一 工方六段之内

拾代 地蔵院

(外十筆略)

以上六段,分米弐石壱斗ノ内 六斗四升九合 三石五斗渡ッ算用残納

三斗参升七合 四方介内彦太郎(納)

(外三筆略)

以上弐石壱斗 皆済

一 相名 水口彦四郎持 合雑事五段之内

一反 宇津催士方

(外五筆略)

以上五段,分米弐石壱斗五升ノ内 壱斗三升五合 三宅谷孫太郎納 (外六筆略)

以上弐石壱斗五升 皆納

- 一 工方壱町弐反廿五代ノ内
- 一反 森下

(外十四筆略)

以上壱町弐段廿五代,分米四石参斗七升五 合

壱斗七升五合 虫生与太郎納 (外九筆略)

助武(開田名主)名は正治2年(1200)当時は「行事所三町五代,助武名 名 能元位下助侶水口美作守大」であるが,天文九年(1540)「丹波桑田郡山国、コウ水口美作守、名 職帳」では「一助武名 橋木弥三郎合参町五

代」と著 持主に一人の増加がみられる。それ から31年後の前記算用帳ではさらに名 持主が 柿木兵庫二反廿五代, 狩野四方介二反廿五代, 水口彦四郎五反, 工方一町二反廿五代と変化し, え。 名 田面積の方は計2町2反25代に減少してい る。一反は50代である。工方の説明は後にしよ う。かつての助武名は柿木外2人が分割して 所有している。すなわち3人の相名となって いる。その相名の合計は1町で、その点は他 の27名においても変らず、わずかに師包名が 四反,一所有者で例外である。この部分が0.5 えなのである。ところで助武 名のように3人 に分割されている名と2人の名とがある。前者 の場合が27名のうち7名あるが、その場合必 ず助武 $^{\frac{1}{2}}$ のように、1町が5反 $(\frac{1}{2})$ 、2反25 代 $(\frac{1}{4})$, 2 反25代 $(\frac{1}{4})$ と分割され,後者の 場合は残りの22名がそうであるが、これまた すべて5反づつの平等分割である。そこでもう 少し資料の説明をしてみよう。柿木兵庫は相名 主の1人、2反25代の名職を所有し、それに 応じた地子を収得している。その下地を寿徳庵 外5人が分割所有し、彼等6人は事実上の所有 者として加地子を収得している。このような所 有者をかりに加地子名主といっておく。そし て、その下地の耕作権(作職)は中江村西外3 人が所有し、分米(年貢)1石7升5合は彼等 4人が上納している。その4人のうちには相名 主の柿木も2斗9合の年貢を負担しており、彼 が手作りをしていたことがわかる。他の名にお いても必ずといってよいくらい相名主が柿木 のように一部を手作りしている点は注意してよ い。その作人の下にさらに下作人がいたか否か はこの資料からは不明である。 寿徳庵外 5人の 加地子名主がこの時期に収得した得分につい ては部分的資料に過ぎないが,天文12年 (1543) の水口甚左衛門田地譲状に「壱反, 在 所は淵野辺三後四町田、公事は此内廿五代は久

宗名之京上,残廿五代は間常名工,加地子五 斗」とあり、永禄5年(1562)の窪田左衛門尉 田畑山譲状に「一反, 在所のしりの後在之, 公 事五斗助武ノ工也,加地子八斗五升アリ」とあ る。後者の事例にのっている他の2か所の場合 公事は同様に五斗であるが、加地子は9斗5升 と7斗になっている。他の資料では黒田村の場 合天文年間で1反につき5斗5升が多い。もっ とも大永6年(1526)の久時名で加地子反当 り1石5升余というのがある。加地子も時代が さかのぼったこの当時は1石程度が珍しくない。 永正元年(1504)でも本役(公事)5斗,加地 子1石となっている。いまかりに反当り1石5 斗の生産とすれば、窪田譲状では公事33%は一 定しているが、加地子63%、57%、46%に対し て作人の収得率はそれぞれ3%,10%、20%と なる。水口譲状や黒田のばあい、だいたい公事、 加地子, 作人収得が同量となる。これが降って 算用帳の作製された時期ともなれば公事が既述 したように雑事方4斗3升, 工方3斗5升と減 少するから, その減少部分に応じて作人の収得 も増加したとみてよい。すぐあとにくる太閤検 地における中間領主の否定という近世封建領主 の政策傾向は以上のような経済的事実にその基 礎をおいていたといちおうはいえる。

ところで、以上述べてきた限りでは、加地子名 主や作人の収得の事実はあきらかになったが、相名 主はいったい何を収得したのか具体的にいっこうわかっていない。実は、この点にこそ重大な問題があるはずなのである。

奥野氏はこの点について簡単に「名主である右近(相名主のことで、さきの資料のばあいは柿木兵庫にあたる)の得分は判然としないが、山国荘では御年貢と名主得分とは別個に貢納したため『御公用米算用帳』には記載がないのであろう」(209頁)と述べておられるにとどまっている。野田氏も、その解説でただ奥野氏の

見解を踏襲しておられるだけである(30頁)。 そこで、相名主の』得分を具体的にあきらか にするためには、さきの算用帳で「工方」の分 をまずみておくことが必要である。助武名二 町二反廿五代のうち工方は一町二反廿五代で, 相名にならっていえば二相名に分割されてい る。いずれも「工方何町何段何代ノ内」と記載 されているのみで雑事方のようにその下段に持 主の記載がない。他の27.5名においてももちろ ん同様である。面積も不同である。しかしそれ 以下の加地子名主,作人の部分の記載につい ては雑事方と全く変るところがない。ただ雑事 方, 工方のそれぞれの最後に, 作人が年貢を完 納した場合に雑事方では大部分が「皆納」と記 載されているが、工方は必ず「皆済」と明記さ れている。資料では守吉名工方のただ一か所 だけに皆納とあるが恐らく記載の間違いか、 ミ スプリントと考えてよい。雑事方と工方のこの 相違は単なる偶然のことと考えるにはあまりに も相違が整然としすぎている。近世においても 領主に年貢を完納することを皆済といい、これ に対して村費の納入などに関しては, 皆済の文 字は一般に使用していない。また黒田村国里 名 の永禄8年(1565)の「雑事工方目録」には 「工方」の最後の部分に「比分五反丗五代ハ上 ヘサシ出し申候ふん也| と記載されている (『A』・126頁) のが発見される。以上の考察 から「工方」分の年貢上納が荘園領主の収得分 を意味していることには問題があるまい。そこ でもし雑事方において, 工方より一層高率の年 貢を荘園領主に上納した以外に、相名主の得 分がそれらとは別個にさらに存在したとしたら, すでに見た年貢米,加地子米,作徳米の量から 推定して, 山国荘の田地生産量は山間部にも拘 わらず相当な程度に達していなければ妥当では なくなるはずである。野田氏が反当り「少く見 積っても約2石程度の収穫があったと思われ

る | (『A』解説・30頁) と推定される理由もこ こにあるだろう。もちろん、そのような高収穫 の田地が山国荘にはなかったと全く否定してし まう必要もないが、「少なく見積っても約2 石 | というのは何としてもおかしい。さいわい 山国荘諸村に関しては文禄5年(1596)の太閤 検地帳が残存している。それによれば、上田は 1石3斗に決定されていて1石5斗という当時 の標準高より低生産であったことが示されてい る。もっともこの検地は、周知のように1反は 300歩であるから、中世の1反=360歩で計算し なおしたとしても1石5斗6升であるに過ぎな い。しかもこれは上田の場合である。この数は 検地における農民の抵抗を加算しても、なおか つ中世の山国荘の一般田地が2石というのは, どうしても無理であることがはっきりするであ ろう。

いま,山国荘のはっきりした田地売券を整理してみると、元享2年(1322)から永禄10年(1567)の245年間にわたって82点がある。それらの売券を田地の負担の面から分類すると,

(1)公事のみ負担56点,(2)加地子のみ負担4点,(3)公事と加地子を負担5点,(4)負担なし17点になる。以上のうち公事も加地子も負担しない(4)型が比較的多いのは荘園制崩壊の面から注目に価する。同荘に関してはそのほかに畑、山林の売券が沢山残っているが、それらはほぼ(4)型に属する。このような荘園領主の無課税の田地に(2)型も入るわけで、それが(4)型と違う点は後者が形式上自作私田の売買であること、それに対して、前者は地主附私田の売買である。したがって(2),

(4) ともにさきの算用帳には記載されない性質のものである。次に売券の約7割を占める(1)型は、田地の負担が「公事ハ大杣ノ工也」、「公事ハ棚見工ナリ」あるいは「公事者もろかね名雑事」とあるように、さきの算用帳

の例でいえば寿徳庵外五人のような加地子 名主の収益対象とする田地の売買である。ただ両算用帳を通じて加地子名主は320人にのぼり、その平均所有高は2反前後に過ぎない。一般に零細所有で、鳥井河内守の3町1反余を例外として1町クラスに入るものわずか7人である。したがって、加地子名主とはいうものの手作り経営も相当あった。この田地については、その限り荘園領主との関係が、加地子名主といっても近世農民の耕地所有とそれほど相違を示さなくなってきていることがわかる。残った(3)型についてはまず資料を紹介しよう。

永代売渡申田地之事(『A』・140頁) 合貴品一所者、 資事守責名維事 在丹波国桑田郡山国庄御杣ノ内云々 四至(略)

右件田地者,溝尻兵庫先祖相伝之下地也,雖然依有要用,代銭五貫参百文,限永代青 (清)寥庵宗祐比丘尼御方江,売渡申所実明 白也(中略)作職之事ハ我等方ニ預申,毎年 加地子壱石分,無早(旱)水損可納申候,万 一未進懈怠之儀候ハゝ,可有御改易候,仍為 後日売券状如件

文明三年(一四七一)辛卯二月廿三日 売主 溝尻兵庫(略押) 子息 弥次郎(略押)

公事負担2斗5升の田地25代と畠1か所を売り、田地については売主が作職(耕作権)をそのまま預り、その地代(小作料)として1石を新加地子名主である買主に納める。このばあい今後の公事(2斗5升)は新作人が別に上納するのか、それとも新加地子名主が受取った加地子1石のうちから支払うものか明白でない。

しかし、作人が負担するばあいには、公事及び加地子を納めることを明記している資料、すなわち田地25代の作職のため「公事モ自此方沙汰申候て、加地子六斗、毎年可納申候」(田地相博状、同139頁)とある点から、さき事例のばあいは新加地子名主の負担であろう。さきの両算用帳によれば、作人のうちには大部分の加地子名主が現れ、相名主とか荘官なども入っている。作職だけの所有者は約120人で大部分が1反以下である。

以上の四型はいずれも「右件田地」はの文面に始まる下地の売券である。ところがそれとは別に、名職の売券が寛正 5 年(1464)から永禄 9 年(1566)の間に 7 点ある。一例を紹介する($\|A\|$ ・4 頁)。

永代売渡申久時名職并用呂田付在家等之事 合二段者 在所者下森脇所且公事取也 同四至者可有本券文二

在丹波桑田郡御修理領山国庄御杣内云云 付在家一宇,大野村室後田地廿代,四至可 有本券文也

右件之久時名職者,鳥居次郎左衛門尉,買徳相伝之名職也,雖然,依有直要,現銭 薩貫文仁,中西之播磨介二,永代売渡処実正明白也(以下略)

岢永正八年 (一五一一) 業十二月三日 売主

> 鳥居次郎左衛門尉重清(花押)棚見方公文景親(花押) 大杣方公文康清(花押)棚見方下司重明(花押) 大杣方下司重明(花押) 大杣方下司為清(花押)

「右件之名、職」は、で必ず始まる名、職売券は、売買の対象が必ず名。田2反と1在家となっている。ただ1件だけ「為末、名給米之事」

のばあいに、名田は同様2反であるが在家が ついていないのである。しかもこの場合は名 給米の売買であって名 職そのものは売手は手 放してはいないのである。これは買手が隣村宇 津村の豪族の一員であることに関係がある。永 禄2年(1559)のもので、名田も一反三拾代 が給米8斗8升取り、二十代が給米2斗2升取 り、とあるごとく相名が分解して加地子名田 と実質上は同様の性質に変化してしまっている。 ところで名田2反というのは、さきの算用帳 でみたように相名田の分割単位である5反,2 反25代の形態からみて相名田とは相違するか のようであるが、そうではなくて、この売券こ そ相名田の売買なのだ。というのは、相名田 2 反25代のうちには、かつては必ず京上役25代 が含まれていたのであって(野田・『A』解 説・31頁参照)、その京上田がすでに分離され ているから2反なのである。名職の売価は反 当り最高10貫、最低が資料に示した3貫で、平 均6貫400文である。これに対して加地子名田 は最高11貫余というのもあるが、多くは3貫前 後である。したがって、相名主の得分が一般 に加地子名主のそれを上廻っていたというこ とがこの点からもわかる。

以上の考察の結果は、さきの両算用帳において、相名主の得分として雑事方年貢以外に別個の貢納を推定することではなしに、雑事方年 貢そのものが相名主の収得であったという結論にみちびく。大杣方、棚見方それぞれに所属する雑事方名田から「皆納」された年貢は、いったん大杣方、棚見方へ納められた上で、改めて各相名主の得分としてその持分に応じて給米される。相名主は近世的にいえば地方知行ではなく、蔵米知行の類似形態にすでに変質していたのである。その点は既述の永禄2年(1559)の「為末名給米之事」や同年の棚見方公用米の収支決算書(『A』・22頁)から推定

できることである。ただ後者の資料については なお吟味の余地があると考えられる。というの は、この年は禁裡方収入をみると、長享2年 (1488) から永禄11年 (1568) の間の山国荘の 上納物は毎年「公事物」が一般であるにも拘わ らず、珍しく「米」とあるから「奥野『正』・ 426-454頁), その点で特別な年とも考えられ るので,この収支決算書を恒例と考えてよいか どうか多少疑問が残る。いずれにしても、相 名 主の得分が「蔵米知行」に変質する傾向は早く からであったと思われる。寛正5年(1464)の 「奉永代売渡大杣方名式之事」(『A』・4頁) においてすでに名職は2反となって、京上田 が分離されているから。とにかく、相名主はこ のように一定の名を荘園領主から宛行れた反対 給付として、当然一定の公事役、その主要なも のに属する貢納材を上納する義務を負う。「名 が一定の比率をもって分割されているのも, 荘 園領主に対するこのような公事役との相関関係 に基づく。正治2年(1200)に作製と伝えられ る「私領田畑分并官位次第」(『A』・277頁) に は禁裡から荘へ賜下される祭礼米125石を禁裏 勤番役として各名主へ平等に分配し、さらに 分家を立てたときは本家の田地五反に対して, その一に相当する2反半を分家へ割り渡すこと が記載されている。平安朝から戦国期にわたる 長年月の時代に同様の内容と方法で常に公事役 と給田が結合していたとはとうてい言いかねる が、 荘園領主が宛行った給田または給米の量が 時代を異にしているにも拘わらずだいたい近似 している点から、結果において荘園領主対 名 主の形式上の関係にはあまり変化がみられなか ったといえそうである。たとえば、天元3年 (980) の給田25町は元亀2年(1571)の両方 雑事方合計28町4反と、また後者の得分122石 1 斗 2 升は長和 5 年 (1016) 以来と伝わる五社 大明神造営祭礼米の名目で山国荘に同荘内の貢 租から賜下された125石とほぼ一致する如くである。なお、祭礼米が賜下されるようになった既述の年代については疑問があるが、相名主の得分が「蔵米知行」になった時期と関連しているという推測が可能である。

以上, 残存資料の制約をうけながら可能なか ぎり詳細に論証してきた要点をもう一度繰返し ていえば、山国荘の主要な公事として古くから 木材を貢納してきているが、室町時代後期の具 体的形態からいえることは, 荘園領主から一定 の知行を宛行われた荘の名 主層によって、そ の反対給付として木材の貢納がおこなわれた。 荘園領主と名主層のこの関係こそが法形式の 上で中世の伐出生産の基礎的関係である。それ は中世の荘園一般が郷民の村落生活の必要から 成立したものではなく、元来公家寺院などの貢 租収得の対象として各名を単位に組成された 彼等の所領に過ぎず、したがって彼等の支配の 対象が名田の所有者たる名主であって、その 下に存在した郷民一般は直接の支配下になかっ た点からも当然なことがらであろう。山国荘の 名は本荘成立の当初36名であったが、その後 の分家などの増加によって名職は一定の比率で 分割され、かつての1名が2人または3人の 相名となった。木材貢納を負担するかかる名 主の公事役を杣役と称し、したがって杣役と相 ^乳 名 主の数は一致する。のちに杣役は斧役と改 まり、そのさい斧役の数は杣役の事実上の負担 者数.すなわち枝郷をも含めた山国郷全体で108 丁に増加し以後いちおう固定した。

このような木材貢納と給田の関係はもちろん 山国荘だけに例外であったのではない。主とし て平安朝に多く成立をみた各地方の著名な杣に 初期の山国荘と同様の形態がみられることから も、この事実は推定される。たとえば、その発 生は聖武天皇の勅施入地にありと権威づけてい た伊賀の東大寺領板蝿杣は杣工の食糧として20 町余の本免田を持っていたし(竹内理三著『律 令制と貴族政権』第2部425頁), 板蠅杣と並ん で有名な同領玉滝杣にしてもその公験の出され た昌泰2年(899)には公田や他の私田と区別 して10町余の寺領私田が認められている(竹内 理三著『日本上代寺院経済史の研究』159頁)。 もっとも両杣成立当時のそれは荘園とはあきら かに異なり, 東大寺と杣工の関係は土地を媒介 とした支配関係というより直接的人身関係であ って、その限り彼等は身分上国役を免除されて いる特殊な階級であった。ただそれが石母田正 氏の指摘するように、範ちゅうとしての奴隷で あったかどうかについては疑問を感ずる(石母 田正著『中世的世界の形成』51頁以下)。この 杣工が一般荘園同様の名主の階級に発展する のは,彼等が周辺を開拓したり,国衙領に出作 するようになってからのことで、この時期から 杣は事実上, 荘園化する。このように杣工達の 拡大していった田地が合法的に東大寺の一円荘 となったのは、12世紀の末、源平乱にまぎれて 一円荘号を獲得してから後のことだが (竹内, 前掲書, 第2部425頁), 事実上荘園化した時期 の杣工が石母田氏のいうように「立派な田堵・ 名 主であり、本免田時代の杣工とは本質的に 異る」(石母田,前掲書,78頁) ことはいうま でもない。玉滝杣に隣接する鞆田杣に関する永 久3年(1115)の申状に「杣工は庄内の十余所 の畠を人別十二段宛行はれ」(清水三男著『中 世荘園の基礎構造』141頁)ていたというのも、 すでに同程度の段階に発展していた杣工の姿を 想見させるものがある。ところで、田堵・名 主となったこの時代の杣工が彼等の主要な公事 である貢納材をどのような形で生産したかにつ いては具体的にあきらかでないが、一般には名 主の主として家族労働による生産であったと考 えられる。長治2年(1105)の事例をあげると、 玉滝杣の一部である湯船杣に居住する在家人等

が, 同杣の荘官や杣工が彼等に御会板を転化, 課役したことを抗議して, 杣工達は去年寺家の 材木を上納せずに他国にかくれてしまったが, 自分達は一歩の田も耕作していないからと安心 していたところ、 杣の荘官達は先例にそむいて 板を課役したきた。元来この御会板は田の官物 代として上納するのであって、われわれ在家人 の公事は召物ばかりであるのに、このような非 道には耐えがたいと訴え出ている(日本林制史 調査資料『豊臣時代以前』144頁)。この事例に よってもわかる通り、 杣工は原則として給田を 与えられている反対給付として一定の木材を上 納することを義務づけられていた。それはあた かも週の数日を自己の保育地で耕作に従事し, 残りの数日をもって領主の直営地でその労働を 搾取される段階の農民に類似している。杣工の ばあい領主の直営地に放出される労働は貢納材 の生産に費やされている。それゆえに、この時 期の貢納材を労働地代と規定することはいちお うは妥当であろう。ところで、さきの事例で注 目すべきもう一点は、本来からの杣工達が、分 家や他地方からの移入によって増加した同杣地 域の在家層に貢納材を転化することを試みるま でに成長しているという事実である。在家人達 が杣工とは対荘園領主の関係で異質の存在であ ったことは彼等の出訴の理由であった。すでに この時代(平安末期)になると、杣工=荘民の うちには相伝の私領に加えて買得・開墾によっ て10町余の作田をもつ富裕な百姓名を形成した り、22町におよぶ負田(出作田)を請作する者 も現れてきている(石母田,前掲書,85頁)。 かかる規模に成長した地主的名主が名田の一 部を手作りするほかに,一層多くの耕作地を在 家層その他に小作させていたことは容易に想定 できることであるから、したがって彼等が荘園 領主におう貢納材の負担も隷属農民の賦役に当 然転化していたことは、推定にかたくない。そ うだとすれば、このような地主的名主のこの 段階の木年貢生産は、対荘園領主において、は たまた対隷属民において、いわば二重の意味で の労働地代であったということがいえなくもな い。そこで、このような形態の木年貢生産が室 町後期においてどのように変化、発展している かを、もう一度山国荘に立ち戻って具体的に述 べてみよう。

室町幕府は、各地で武家の荘園押領がはげし く行われるなかで、御料、寺社の一円所領地に ついては保護政策を強めていたので(佐藤進一, 池内義資『中世法制史料集』第2巻43頁),御 料たる山国荘もいちおうは外部からの妨害をま ぬがれていた。そのうえ禁裡側にとって同荘が ゆかりの地でもあったので、 荘民の保護には特 別の考慮がはらわれた。名主層に官位を授けた のもその現れであったろう。もっともそのため に、 荘園領主の性格が成立以来不変であったと いうわけではない。名体制の変遷がそれを物語 る。そして16世紀に入って、西隣の宇津荘に根 拠をおき, 古くは源氏に縁がある宇津氏の押妨 が激化して,同荘も当時の一般的潮流の圏外に 立ち得なくなる。やがて天文4年(1535)に字 津元朝などの本荘押領, 荘官鳥居氏の自殺など の事件が起き、禁裡でもその対策に苦悩する。 結局,管領細川晴元方に属して一時代官ともな った宇津氏の押領が完全に駆逐されるのは、信 長によって丹波に封ぜられた明智光秀が合戦に よってやっと(宇津氏は信長を軽くみていたフ シがある) 天正7年(1579) 7月19日に宇津一 族を若狭境に敗走させた結果である。

禁裡は、9月13日『御湯殿上日記』には「信長山国を御直務に返し参らせ候由、申さるる。……満足一事ならず、めでたさなどとは、おろかなる御事にて候。一段御満足これに過ず候」と記し、歓喜して事態を迎えた。しかし皮肉に

もその後、山国荘そのものは遂に禁裡に戻らな かったらしいのである。その理由は、山国と明 智勢との一戦にある。宇津一族が逐われた後, 光秀は山国に軍政をしいて, 周山城築城のため 夥しい労役の強制や神社・仏閣・墓石までも徴 発したので、山国荘民は抵抗し、対明智の感情 が激化したのである。さらに「山国の国ニハ武 芸勇力諸人に勝れし者其数多くこれ有り、その 上禁庭仕官の者共故, 数度使を遣し挨拶を入れ, 和睦して従者と成るは, 銘々家録は下地に倍し 与うべしと進め候得共, 是を受けず」(『由緒 書』), 8月28日荘官層を中心に「男は残らず討 て出で」山国荘境の縄野坂で明智勢と決戦した。 もちろん「多勢に少勢」で比果、窪田二氏の荘 官級等が敗死してしまった。「かくて明智勢の 軍卒,郷内江乱入,神社仏閣大小の人家一円に 放火し,一字も残らず焼亡し,郷内勇壮の者は 戦場に討死し、老幼の男女は何国共無散の思い に逃げ行き」、村は全く衰微してしまった。そ のあと、秀吉による明智光秀の敗死の結果、

「天正十年六月二八日周山の城没落仕り候得共,山国の諸方江散乱せし家族の者共,漸々に辛き命を助り,思々故郷の焼跡江両三年に立ち帰」った,と8年後の『由緒書』では訴えている。もっとも,この場合,枝郷は別行動をとったようである。この騒動の間にも「禁中様江黒田中より米一八石ツ、納め申し」、「卯・辰・巳年(天正七・八・九年)黒田中より右の外に又一八石づつ周山(明智…西川)江納め申し候」(『D』・146頁)とあるから。

さて、既に触れたように山国荘においては、 永正10年(1513)荘官と荘民の対立による前者 の自殺、天文4年(1535)同荘々官と番頭51人 が、地下人が公事を緩怠するから彼等を成敗せ ねば自分らが逃散すると、京都の奉行へ強訴し ている事件(奥野『正』・185頁)など、荘官を 代表とする名主層に対抗する新勢力の抬頭を推

第2表

相名主	相名主所有	加地子所有	作職所有	合計
南 左近(恒守名)	5.0反	2.5反	3.4反	10.9反
米田右近 (/)	7.5 (2名)	3.1	3.1	13.7
横屋掃部 (〃)	2.5	2.3	5.16	9.9
西山太郎三郎(末吉名)	5.0	3.4	1.08	9.4
下林左近 (久恒名)	5.0	2.9	4.78	12.6

測させるものがある。元亀の算用帳に宇津中務 亟、宇津壱岐守、宇津山城守というように12人 の宇津姓を名のる武家名が記載されているが, いずれも天文の名主連名帳(前出)には記載が 見当らない者達である。このような点からも, 荘園領主→荘官支配に不満をもつ新勢力が外部 の宇津氏と手を結ぶようになったことは明白で あろう。宇津一族に追われて,一度は荘外に逃 亡した荘官鳥井氏が、天文18年(1549)に字津 一門と姻戚関係を結んで還住するや、それから 10年, 永禄9年 (1566) から荘園領主の収入に 山国荘からの公事物さえ見られなくなる。そし てそれまで断続的に上納されていた「マキ」ま でもが。おそらく宇津氏支配と関係があるのだ ろうが,以上の変動過程の根底に,後述の荘内 における林産物を中心とした商品経済の発展, 名体制の分解=郷民の分化、新勢力の抬頭とい う一連の関係がかなりはっきりとうかがえるの である。そこで、この時期の名主層の性格から 検討してみる。

元亀の算用帳に記載されている相名主のうちで、三種の得分が比較的あきらかである5²²名主をあげて土地所有を検討すると、第2表のようになる。

五相名主の平均所有面積は一町余である。 もちろんこの数字は三種の得分の重積している 田地の合計であるから、これをもって五相[®]名 主の正確な田地支配内容とするわけにはいかな いが、いちおうの見当はつく。その他の相[®]名 主については大部分がこの数字以下で、たとえ ばさきに例示した相名主柿木兵庫の場合相名 2.5反. 作職田0.5反で計3反に過ぎない。相 名 主一般が荘内で特に経済的優位を維持している わけではないことがわかる。この点は加地子、名 主についても同様にいえることで、すでに数字 を示した通りである。と同時に、相名主に上 麹屋, 下麹屋, 加地子名 主に京ノ松屋, 京狩 野, 京ノ梅仙, 麹屋, 下麹屋, 下鍛冶屋, 井戸 村酒屋, 番匠屋, 中番匠屋, と商工業者を思わ せるような土地所有者が現れている。もっとも その反面には、 荘官鳥居氏や同水口氏のように 荘内で相当の土地集積を行っている者が存在す る。たとえば鳥居河内守が永禄7年(1564)に 隠居分として加地子米20石分,在家銭3分1, なう屋敷,畑一,北谷山半分,柴山2か所一円. 被官5人を得ている。水口重明(20代目),義 重 (22代目) の天正20年 (1592) の土地合計は 少なくとも田地1町7反半,山55か所,畑若干 で、山林にいたっては下村の里山95町歩のうち 過半数に達していたと伝えられている。結局, 山国荘民の経済的基礎を問題にする場合, 厳密 には荘園領主の負担のない畑地や山林の所有を も合せて検討しなければならないが、ただその 場合注意すべきは、たとえば私有林についてそ れが必ずしも「私有林は名主級以上の分割所有 に属し|「一般荘民は殆ど私有を許されなかっ た」(『A』解説・28頁)といえる時代ではなか ったこと, 少なくともいま検討している時代か らはそれがすでに過去のものだということであ る。この時代の私有林集積はあくまで資本をい

ちおう媒介としたもので, その背後には林産物 の商品化が相当に進んでいたと考えられる。そ の点は多数残存している山林の譲渡・売買証文 からある程度明らかである。さらに、譲渡、売 買の当事者には家族の一員と思われる「ムスメ の寅女」とか「房ノ才女」とか「あ禰のさい ま」というような者まで出現している。この事 実は家産分与の場合男女を問わず耕地・山林を 家族員に分配するという慣習があるからで、近 世においても山間部によくみられる傾向である。 したがって, 商品経済の浸透した近世以前の山 村を単に名主支配と単純にきめてかかることは 危険で、商品経済が一定の程度に発展すれば、 低生産力の耕地所有に対する関心が弱められ, また、家産の分割が行われ易いから、むしろ平 坦地と較べて伝統的な土豪名主の強力な支配と いうことは成立しがたい面が出てくる。その点, 辺地の土豪支配とも性格が異なっている。東北 の名子、伊那の被官のような譜代下人(農奴) の少ないことも見逃せない。たとえばさきの水 口氏は天正20年当時に田地をほとんど小作に出 しているが、田地の小作人10人のうち7人が4 年後の太閤検地にほぼ5反から1町におよぶ田 畑屋敷の名請人となっている点や、上黒田村の 寛文11年(1671)の宗門改帳42戸にそのような 身分記載が全くないことから、 遡って推定が可 能である。宗門改帳にはただ奉公人(いずれも 独身の下人、下女)が家族の一員として記載さ れているに過ぎない。そこで、以上の変化を招 いた根本原因として山国荘の商品経済にふれて おきたい。同荘は京都という当時の大消費都市 を控えて商品経済の発展した。京都という当時 の大消費都市を控えている同荘で, ことに豊富 な林産物が中世において相当程度商品化されて いたことは, 既述したように出材を取り扱う問 丸が承久の頃(1219年~)現地の小塩保に存在 した(奥野『正』・86頁)り、明応6年(1497)に

山国から嵯峨の問丸へ運送された材木が途中で 障害にあったとき, 禁裏から幕府へ申し出た内 容に「売買の木材よりも御月次分を優先的に筏 下せしめ」るよう要請している(奥野『正』・ 201頁) ことからも明らかである。さらに、こ の「売買の材木」が貢納材とは別の、いわゆる 「民間」材であることは、山国荘に下丹波屋の ような材木商人(「1498年の資料」『A』・100 頁)がいたり, 荘内の山林売買に「御材木御問 大阿弥次郎方依者口入, 立木共相副, 永代黒田 村工,売渡」している(同・71頁)ことや,そ の他にも多数残存する山林売券から明白である。 また貢納材についても, その余剰材は盛んに市 場へ出廻っていた(奥野『正』·200頁)。さら に例を挙げれば、正平3年(1348)大布施の下 司が他領の者を山国の御杣山へ引き入れ、みだ りに切りつくし、かつ彼一人で賄賂をとったた め惣杣人と対立した結果いっそう悪逆を働き, ついに院宣によって闕所となった事件(『A』・ 3頁), 明応6年(1497)の既述の杣役の密売 事件、同年山盗人があって荘官から奉行へ注進 した事件(奥野『正』・185頁),享禄元年 (1528) に山国荘民が山木を乱りに売買して発 覚し,沙汰人の上洛によって一命にかかわる問 題にまで発展した事件(奥野『正』・同頁) 等々がある。以上いずれも木材商品の展開にと もなって頻発していることが推定できる。山国 荘よりはるかに京都に近い右衛門府領梅ヶ畑の 供御人などは、大嘗会の火頭、5月5日の菖蒲 御輿を進める代りに主産物である柴、薪、木材 の商売に関する関銭や地下の課役を免除されて いる。主殿寮領の小野山(近世の小野十か村) は、炭・薪・続松(松明として必需品)を上納 していたが、既述した応保2年(1162)6月20 日付の小野郷民の解状によれば、主殿寮領の四 至が周囲から乱入されて伐り尽されるので自給 不可能な自分達の「食物朽木」が脅やかされて

いると訴えている。要するに奥野氏によれば小 野山の供御人の組織は創設当初から「その本質 は他の供御人と等しく商人であって, 作手の生 産した物品を販売することを任務とした」(奥 野『正』・235頁) というのである。「文和3年 (1354) 9月日附小野山供御人請文綸旨裁許案 に拠れば, 京都に火災のあった際に, 供御人等 は毎夜数十荷の材木を荷担して出京し, 夜中に 売買をなし,或は買人を小野山に入れ,日夜伐 採して数百荷を販売したのは、」(奥野『正』・203 頁) この場合, 所当の重科をのがれられない, と年預(村側の管理責任者)が陳情を行ってい る。奥野氏は「永正6年(1509)八月廿八日附 主殿頭壬生干恒が小野山に掲げた禁制の條文中 に『諸関並諸商売課役免除事』と見え, 永正15 年(1518)10月3日附綸旨にも『小野山供御人 事,諸関役並諸商売等従先規免除処』 主殿寮と あって, 其免除の効力は全関所に及んだもので ある。……小野山供御人は寛喜(1229)以前に 於ても, 洛中に於ける続松の独占販売権を獲て いたと認められる」(奥野『正』・244頁)と述 べている。結局一定の公事・課役を負担するそ の代償として諸役免除と商売物の独占権を賦与 され、もしその営業が他から妨害されるような ことがあれば、 擁護を直ちに幕府に訴えるとい う、まさに座に類似したものだったのである。 したがって当然、山国荘にもそのような傾向は あったと見なければならない。近世に入ってか ら確認される山国、黒田の材木商人仲間存在の 萌芽は、近世以前にその成立があったのである。 しかも、以上の諸事件がいちおう15世紀末に集 中していること、名職の売買が同世紀中頃か ら見られること等から両者は無関係のものでは なく, この時期におそくとも山国荘の古い名体 制は変容し、それとの相互作用で林産物の商品 化も一段と発展したと考えられる。

そのような変動過程のなかで、名主=杣役

の関係も変化せざるをえない。もちろん旧名 体制が変容したといっても, なお依然として荘 園領主の荘官を代表とした名主層の支配は形 骸化しながらも存続している。既述したように, 加地子名主と事実上は区別しがたくなってき ているにも拘わらず、いぜんとして相名主が 算用帳に残されてる理由である。その点は、大 杣方、棚見方という名 主層の職別による団体 に起源をもつと考えられる荘の機構が、そのま ま存続しているところにもみられる。事実は, 荘民が両方のいずれかに所属するという関係が 全く見られなくなっていることは、相名主, 加地子名主が単なる土地所有関係からの区別 に過ぎないような実体しか呈していないことか らも明らかである。それではこの時期の杣役は, 名。田との結びつきを形式上とどめながらどの ように変化したであろうか。

既に述べたように、山国荘では2人の杣人が **杣役を売り払ったために名職を没収された事** 件が明応6年におきている。これまでの考察で は、名職を知行する反対給付としての杣役が 論証されている。ところが、その義務でしかな い杣役だけを売買の対象とするというのは、一 体どういうことであろうか。この事件はあきら かに荘内において名職と杣役が分離してとり 扱われていることを示している。その点はさら に次の事柄からも理解できる。名職の売買が あったことは既にふれてきたが、そのときの売 買対象は相名 主得分であって、杣役がその売 買とともに移動している形跡は全く見られない ということである。結局、名職と分離して売 買の対象ともなったという杣役というものは, それ自体, 単に義務のみでなく, 権利を意味し ているということを語っているのだ。その権利 とは何か。すなわち荘所有林野の共同支配権な のである。奥野氏は「山国の山林には、御領に 属したものと惣荘林及び私有林の三型があっ

た」(奥野『正』・180頁)と考えている。野田 氏も大体同様で「その山林は大部分が禁裡の杣 山で,他の惣荘林と各村毎の共有財産である惣 山と個人の私有林に分離されている」(『A』・ 28頁)と解説している。惣荘林のほかに「禁裡 の杣山 | があったという資料はもちろん皆無で ある。近世初期以来、明確な形をとる山林の所 有形態は野田氏の区別から「禁裡の杣山」を除 けば、他は全部存在している。かかる点から、 また後述で取りあげる近世の木年貢生産の場合 の入会山林の存在から,「禁裡の杣山」と奥野, 野田両氏の考える山林は「惣荘林」であったと いう推定が妥当なのである。近世の山国には中 世の御杣山の近世的表現である御林さえ作られ なかった。他方、中世の御杣山、すなわち惣荘 林は、たとえば「奥山」の場合、拾か村持、と いっても厳密には拾か村に属する108丁(株) の共有林にその装いを替えたことはすでに述べ てきた通りである。しかも、筆者が中世の杣役 を一箇の権利でもあったというのは、この共有 につながるからである。中世の荘所有林野は杣 役の所有者だけが共同支配権を与えられた。そ の共同支配権があたかも近世の御林に対する入 会権のように、形式的には荘園領主の管理下に あったわけである。しかしそのことは、近世の 御林が支配領主の私有林ではなかったと同様に, 決して禁裡の私有林を意味するものではなかっ た。したがって、事実上杣役の用益を制限する ものは、杣役所有者の構成する団体による統制 以外のなにものでもない。杣役を売り払ったり、 荘所有林野を伐り荒した者が禁裡奉行の処罰を うけている既述の事件も,「背当所政道」とか, 「惣杣人等,以一同儀,永可被停止之由,就捧 注進加下知之処」と惣杣人の代表機能をも兼ね ている荘官が述べているように, 団体の統制, 慣習を破ったからにほかならない。したがって また、惣杣人の意志である限り、その荘所有林

野も頻繁に売買,譲渡されている所以である。 しかも,「民間」材として木材商品化に対応し て荘所有林野からも出材されている以上, 杣役 はたとえ貢納材の上納という負担が現実にとも なっていても,やはり売買の対象になるだけの 価値を持っていたのである。

その杣役は、近世井戸村の資料に6人の杣役分を「いにしへより御公役儀致し申す百姓井戸村に二十人御座候」とあるように、各村単位の株式に変っている。すでに荘の杣役が斧役108丁に改まったことを見てきたが、この事実は、かつて荘そのものを構成していた名主を単位とした杣役が、荘名体制の変容とともに各村が単位団体として独立してきたことを実証するもので、斧役の数はかつての荘ではなく、各村を単位にその負担者を合計したものである。その点は、荘時代にはいちおう本郷八か村とは別個であった枝郷の黒田3か村、小塩村が、「山国本郷拾貳か村」と称して本郷、枝郷の区別をこの時代に消滅させていったとろこにも示されている。

第三章 近世丹波材の生産と 流通の実態

第1節 太閤検地による木年貢制度 廃止と名主体制の解体過程

既述したように太閤検地によって山国・黒田 地方の木年貢制度は最終的に廃止され、改めて 山役銭(延宝検地以後古検山役という)が課さ れる。いま、この問題を全国的に視野を拡げて みた場合、この時期から、それまで山林開発の 遅れていた地方では木年貢制度が新規に近世領 主権力によって導入されてくる。たとえば奈良 県吉野郡北山地方(熊野川上流)、岐阜県益田 郡阿多野・小坂・竹原地方(益田川上流)、長 野県木曽郡地方(木曽川上流),同縣上伊奈地 方(天竜川上流),同県上高地地方等々である。 近世木年貢制度の実態については後述でも多少 ふれるが,要するに山国・黒田地方では,既述 のように中世から地元の活溌な経済活動として 林産物の商品化が積極的に行われた結果として, 権力側からの林業に対する対応の仕方としては 全く無用になったいうことである。そこに山 国・黒田地方における木年貢制度廃止の基本的 理由もあった。この点からみても,近世木年貢 制度の本質がマルクス流の「労働地代」である と規定することには疑問があるだろう。これ以 上の指摘は木曽谷の節にゆずろう。

ところで、以下に、山国・黒田地方の近世について丹波材の生産と流通を中心にその歴史を述べておきたいが、その点については同志社大学編『林業村落の史的研究』に詳細な報告が既に出版され、それに対する筆者の書評「戦後の超段階的偏向の克服のために」(徳川林政史研究所『昭和四三年度研究紀要』)がある。またさらに、史料の豊富さの点では努力賞に値する藤田叔民『近世木材流通史の研究』(1973年・新生社)と、それに対する筆者の書評(『社会経済史学』第39巻第5号)もある。そこで、ここではできるだけ重複を避け、他地方と比較して山国・黒田地方の特質を浮き彫りにしておきたい。と同時に、その特質に関する諸見解の誤りについても質しておきたい。

近世については、まず、山国・黒田地方の太 閣検地の実施時期等について報告者の間に論争 があるので、その点から説明して、先に進もう。 野田氏は「小塩村のみ天正15年10月、その他の 村々は文禄5年9月実施」(『A』・解説・35 頁)とされるのに対して、仲村研氏は山国・黒 田地方全体について天正15年説を取っておられ る(『林業村落の史的研究』・74頁:以下『E』 と略す)。しかし天正15年検地帳は小塩村のみ

しか残存していない。しかも小塩村は鎌倉期前 後から小塩保(国衙領)と称して材木の問丸が おかれたり行政的に区別されいて山国郷の中で はその点異質な点がある(『角川日本地名大辞 典26京都府』上巻317頁)。この問題の本質は、 むしろ仲村氏がいわれる「山国庄における名 体制は, 天正15 (1587) 年に施行されたこの地 域最初の太閤検地によって消滅するのである」 (『E』・74頁) という主張そのものにある。そ の点から考えると、地方史料・万治2年 (1659) 『中江村惣中山売券』(『D』·595頁) で「去る文禄之頃,一天下の御検地有るに依っ て,下作ノ田畠皆其の作人の高に結び,山林竹 木も下々迠所持仕り, 主従上下の隔てなく罷り 成り候。」とか、元禄3年(1690)に記録され た『西家永代書留』(『D』・146頁) に「天正十 年壬午より元和乙卯年五月七日まで三十四年ハ 天下親ハたいこう、子は秀吉御持成られ候。 御しろハ京ちうらく、ふしみ、御居城ハ大阪也。 右の内,文禄五丙申年御検地。ここへハかめやま のとくせにん様御うち成られ候。則ち御さばき に成り、ここ元江は御手代高尾のするがとゆう 人参られ候。但し、御検地のさきの年迠は二口 三十六石ヅツ指し上げ申し候。めんめんの名 田も此の御検地にうち取られ候。」(『D』・146 頁) と現地の住民に記憶されている点に従わざ るを得ない。文禄5年の検地で荘園領主による 給田を中心に保證された木年貢の制度それ自体 が最終的に廃止された。もっとも丹波地方全体 から山林だけの改革を取れば天正15年から始ま っている。しかしその時点では仲村氏のいうよ うな名体制が全く消滅してしまったわけでは

その仲村氏が、中世の名体制の系譜に連なる近世の「名主仲間」を想定するのに、近世ではその名主株=宮座株=斧役=網株の連鎖的関係に基づいて旧古住人(名主の非血縁分

家)をはじめその他の住民を伝統的身分秩序の 中に固定させているといっているのであるから (仲村研「中世末期の丹波国山国庄」同志社大 学人文研『紀要』第7号・168頁), なおさらそ の主張はオーバーなように思われる。もっとも 他方で、山国荘の当時の住民(実は名主家上 層) の場合においても, 太閤検地により「下作 の田畠, 皆」下作人の名請となり、主従の上・ 下も解消したと記しているのも、すでに中世に おいて述べたように、 庄園領主の何ら負担のな い田・畑・山林が一般に売買の対象になり、頻 繁に行われていたわけであるから、やはり事実 を過大に評価しているように思われる。この場 合, 実は, 彼等が中世の「給田」による木年貢 制度の廃止よりも,むしろ近世の「名主仲 間 | がその精神的支柱であった惣荘鎮守・五社 明神 (鳥居村の山国神社のほか,比質江村の3つの神社・中江村の一神社の五社を指し,五社を象徴したのが一宮としての 山国神社)を支えてきた物的基礎である田・山林 が検地によって解体されたことにショックを受 けたことにあったように思われる。したがって, その点については同志社大学研究グループの一 人, 宗教史家竹田聴洲氏の見解に聞いてみなけ ればならない。彼によれば、山国荘では「中世 以来の名主としての身分と由緒と結束の維持 を固く念としたが, 五社明神の宮座はその象徴 的拠点であった |。しかし「太閤検地により中 世の神領が失却のため | 近世の「惣庄山分割 の際にもその一部は旧熊通り本郷八村名主仲 間持ちの『地下山』、『宮山』として未分割のま まに遺し、そのほか一部を神事頭役の財源に宛 てて各村の名 主仲間に分け預かり、あるいは 売却した神田を共同で買戻して再寄進するなど 種々の方途を講じて神領の保全回復につとめ, 寛永 (1624-43) の末年までにその再編成を終 った。」(『E』・115頁)と述べている。ところ でその竹田氏はさらに次のように近世の「名 主仲間 | を解説している。

すなわち,近世初期に再編された五社明神とそこに結集した「名主仲間」(宮座)が,傘下の八か村氏神とはほとんど関係をもたず,いわば各村の祭祀組織を吸収して圧倒的比重をもって継続した。五社明神は旧枝郷である小塩村・黒田3か村とは全く無関係で、それらの村々は別個の神社と宮座を運営していた。ところで「近世を通じてあれほど固い組織をみせた惣名主の宮座が,明治維新を画期として自後全く片影をとどめないまでに一挙に解体してしまう」(『E』・129頁)のは何故だろうか,と反芻し,それは「近世の名主仲間という組織そのものに一定の矛盾契機が次第にはらまれてきていたためではないかと考えられるが,すべて後考にまつほかはない。」と結んでいる。

確かに、竹田氏のいうように近世以前から旧 本郷八か村の各村を超えて連帯し、五社明神に 結集していた惣名主家の宮座が、幕末まで存 続する。しかも, 各村には本家を中心とした血 縁・非血縁の分家の集団、すなわち同族団の若 干がそれぞれ存在しており、宮座メンバーはそ こから補充されたので、宮座のメンバーそのも のは、近世後期には第3表のようにかえって漸 増の傾向さえ示す。参考のため山国神社の明和 3年(1766)氏子数もあげておく。但し極貧者 12戸が除かれている。この時代で宮座メンバー は総氏子の約18%である。ところが実は、本家 = 名主家を近世を通じてみると、断絶の家が だんぜん多いのである。一例を挙げてみよう。 塔村の場合、108斧役家のうち12役家であるが、 弘化4年『古家撰伝集』ではかつての名主本 家12戸のうち8戸が絶家となっている。残り4 戸も単に家系が続いてきているだけで、分家や 他家から養子を迎えて, 存続したりしている。 たとえば国清名本家の高室要右衛門は文政12 年に庄屋で筏株所有者 (素材業者) であるが, その家はかつて坂上谷といったが「正慶2年

第3表(『林業村落の	史的研究』	94頁より収録)
------	--------	-------	----------

戸数	氏子総戸数 (宮座戸を含む)	宮座 戸数			
村	明和 3 年 (1766)	宝暦13年 (1763)	安永 5 年 (1776)		
井戸村	56	9	5		
大 野 村	75	14	15		
比賀江村	70	20	14		
中 江 村	35	8	7		
辻 村	34	7	2		
塔村	43	8	6		
鳥 居 村	45	5	4		
下 村	70	4	2		
計	428	75	55		

[備考] 氏子総戸数は明和3年臨時に催された一宮奉納神事能経費の一部を総氏子 軒数で負担した戸数。ほかに賦課を免除された極貧戸12戸あり。

(1333) 高室と改正,正保元年(1644) 本家 (断)絶す。坂上谷次左衛門高室庶流に妨げこ れなく, 宝暦13年(1763)本家の席と成る」と ある。その次左衛門はすなわち治左衛門で文化 11年の塔村各家の由来を書いた『家譜略』によ れば「高室要右衛門祖父は治左衛門と云う。父 は大野村田中善次郎弟なり,源次郎と云い,の ち市右衛門と号す,養子なり。母は上黒田村畑 茂右衛門娘なり。| と伝えている。また福久 名 本家の井本の場合、「井ノ本惣兵衛は本家紛れ なき血統なり。併しながら三、四代打続き無筋 家来の者と縁組致し、その上貧窮続き、本家 名 席譲り候に付、永く絶席なり(「古家撰伝集覚 書」に「慶安年中より中絶」と)。自然子孫出 席の節は(別の本家草木)俊右衛門庶子に致し 出筋すべきなり」と。要するに近世を通じて山 国・黒田地方では他地方の山村と比較して、村 落の上層部に属する本家= 名主家の廃絶家が 予想外に多いのである。また他方,「大宅氏従 類南治兵衛, 宝暦十三年猶子と成り, 新席座入 り, 文化三年准庶子と成り, 文化四年に准庶子 大宅善兵衛」のように本家の従類や家来, すな わち子方や奉公人から主家である本家の猶子に

取り立てられてから、宮座の新座席→准庶子→ 庶子と階段を昇ってゆく、村落における新興層 (出世層)が多い。彼等は村役人となったり、 筏株や網役(後述する)の所有者であったりす る。結局、18世紀半ばに鳥居村名 主舟越儀左 衛門がその当時を「所々筋目家々は次第に身上 ぶり悪敷く、由緒これなき者共富貴に罷り成り 候様に相覚え、末々に到り候はず、普代家来の 者共我保申すべく哉」と嘆き、名 主家の衰頽 を書き留めている(同家も安永年中絶家)。以 上のような各家の浮沈の背後には経済的変動と のかかわりが重要な要因となっていることは容 易に推測できるであろう。

さらに竹田氏の見解について、もう一つ欠如している点は、山国八か村の惣宮座=近世 名主体制に対立して八か村各村の自立性が近世領主の村落支配と共に一層強化されて、弱体化を促されていくことである。たとえば弘化3年(1846)中江村名主層が「古格之事」にふれて「文禄度検地初の庄屋・後口介次郎之を勤めて以来、名主外にて庄屋年寄相勤む例之なく、百姓惣代も同断也。…右の役の義は、往古より当村に拘わらず、国方(山国郷の意)一続の掟

に候。然るに近年近村に名主外にて庄屋相勤め候義相見へ申し候。古掟取失い候事に候。然し仲間列(名主仲間集会の意)に取立ての上は勝手候。」と嘆きながら、「地頭にては、高大を以て先とし、小を以て次とす由、先年申し付けられ候」と記している。なお「名主外にて庄屋相勤」めた例は実は中世からあり、それほどには珍しいことではない(竹田聴洲『近世村落の社寺と神仏習合』39頁・1972年・法蔵館)。

一方, これまでの研究報告では林産物の商品 化過程について「名主仲間」が独占していた ように考えられている。たとえば仲村研氏は既 述したように名主株=宮座株=斧役=網株の 連鎖的関係に基づいて住民を伝統的身分秩序の なかに固定させていたとか、藤田叔民氏は、大 堰川浚渫工事を山国・黒田両郷の旧名主中が 中心となってすすめ、その費用を負担すること によって、「山国一〇か村のなかで、上位身分 を誇っていた旧名主中が惣庄山の用益権とも 関連して木材の市場移出権を独占し、山国郷中 における経済的地位を確保していこうとしてい たことは想像されるであろう」(『近世木材流通 史の研究』134頁)という如くである(但し近 世中期頃からその独占は解体してゆくという論 者もあることはあるが)。そして根拠の一つと して五社明神の宮座の席で, たんに神事だけで なく, 前年度の材木売買の決算報告をも行って いることをあげている (同62頁)。この点のミ ス・リーディングを指摘すれば、既述したよう に山国8か村の宮座は、その維持のために田畑 と共にすでに山国・黒田12か村へ分割済みの旧 惣庄山「奥山」を八か村各村がその経営に基づ いて維持費を出しており、また五明神社の禰宜 四名等の給与にも一部の山林があてられている から, その会計報告は当然あったはずである。 だからといって、宮座維持のために積極的に林 業経営の拡大を計ったとは考えられない。藤田

第4表

村名	固定数	寛保2年 の役人数
下 村	12	不明
鳥居村	6	7
塔 村	12	14
辻 村	9	7
中 江 村	9	14
比賀江村	15	18
大 野 村	15	11
井 戸 村	6	15
上黒田村	6	23
黒田宮村	6	23
下黒田村	6	18
小 塩 村	6	18

氏があげているもう一つの根拠は、近世以前か らの108斧役が旧惣庄山「奥山」の分割や大堰 川浚渫工事費用分担の基準となり, かつその他 の筏流し等の諸費用と共に、出材業者が山国・ 黒田「郷割方、高二貳歩・鼻二四歩・役二四 歩 という割合で分担したことにある。この場 合, 高は各村の石高, 鼻は筏数, 役は中世の108 斧役を意味する。そこで108斧役から説明する と、まずこの数字は山国8か村・黒田3か村・ 小塩村の計12か村のいわば負担比率であって, その結果としての各村の割当部分については村 内の事情によっていちおう自由に決定されたこ とは既述した通りである。第4表は12か村が各 村の割合を決めた役人数で,この数は近世を通 じて変らない。そういう意味で固定数である。 その他の事例は各村のその時期の事情で決定し た数である。たとえば寛保2年「定」には井戸 村「本役六人・小割十五人」, 小塩村「本役六 人・小割十八人」という具合で11か村が書かれ ている。下村か1か村だけが記入がないが、そ の理由は不明である。前章で井戸村の事例を詳 しく説明したが、中世の斧役6人(=本役6 人) そのものが株化しており、売買の対象にも

日本林業経済史論 2

なっているから、108条役が使用されているからといって、そこに旧名主中の独占を考えるわけにはいかないのである。筏流し=出材業者はむしろ12か村の者であれば可能であったのだ。もっとも出材は最少限、一定の資金がなければできないから村落下層の者では無理であり、また近世に行政村として自立した初川村等々は近世中頃までは制限があった。そして広川原村の者は、出材はおろか、用材の売買さえも「一〇か村」の申し合せで禁じられていた。

なお、ここで参考のために、旧名主家が独占していたと思われている鮎の網株についても検討しておく必要がある。元禄2年(1689)6月「山国八か村由緒並に供御御鮎御用訳け」(鳥居文書)によれば、「名主共往古、禁裏様へ相勤め」「供御指上げ奉り候儀は、毎年初鮎より終鮎迄、毎朝御前にこれを備へ奉る其の古例を以て」「山国網株と申し候は、郷士筋目の

者共計りにて,外百姓には往古より網持たせ, 鮎取らせ候義, 一切御座なく候」と説明されて いる。そもそもこの由緒書の書かれた理由は、 山国8か村に属する網株の者4人が上・下黒田 村の「小百姓」に「法なき欲にまかせ、銀子に 売り、ゆずり致され | (『D』・268頁) たことか ら黒田3か村のうち唯1か村権利を持つ宮村が 奉行所へ出訴した事件がきっかけで書き上げら れた。訴訟は、7年後に近隣弓削村庄兵衛の調 停で「当年壱年にて」網株は元の網持所有者へ 戻すことで決着したが、旧名主家=網株や供 御鮎の実態がこの事件から明白になる。第5表 は、山国・黒田地方の近世12か村と新村4か村 の領主支配の変遷を示したものである。太閤検 地以降は、禁裏との支配関係は消滅し、一般の 近世村並の石高支配が行われていたが、宝永2 年(1705) 2 月に五代将軍が右大臣拝任等のこ とがあって、その礼として幕府領から1万石を

第5表 山国16か村各村の領主支配の変遷

村 名	石高(明治元年)	寛文6年	E (1666)	元禄11年(1698)	元禄15年	年(1702)	宝永 2	年(1752)	幕末
比賀江	300石0000	梶井宮	門跡領						>
比賀江	35.4209	幕	領	旗本杉浦領					>
大 野	324.7270	幕	領	旗本杉浦領					
中 江	234.6678	幕	領	旗本杉浦領					>
辻	251.2745	幕	領	旗本杉浦領					
下	387.6414	幕	領	旗本杉浦領					>
井 戸	167.5466	幕	領	旗本田中領	幕	領	禁	裏 領	
井 戸	50.0000	常照	寺領	(秀忠のとき進献)					
小 塩	166.8915	幕	領	旗本田中領	幕	領	禁	裏 領	>
鳥 井	256.1410	幕	領	旗本田中領	幕	領	禁	裏 領	>
塔	391.2020	幕	領			>	禁	裏 領	>
上黒田	118.0612	幕	領			>	禁	裏 領	>
下黒田	120.0921	幕	領			>	禁	裏 領	
黒田宮	209.2730	幕	領			>	禁	裏 領	>
片 波	23.3230	幕	領						篠山藩領
灰 屋	39.6760	幕	領					>	篠山藩領
初川	28.7129	幕	領					>	篠山藩領
芹 生	8.0540	幕	領	旗本杉浦領					

(藤田叔民『近世木材流通史の研究』76頁より収録)

禁裏に進献した。そのため同11月に山国・黒田 16か村のうち7か村(鳥居・塔・井戸・小塩・ 黒田3か村)が禁裏御領に復活した。増御料と いっている。この7か村が、禁裏領に復活する 以前には、供御鮎が禁裏に少なくとも毎年献上 されたかどうかは疑わしい。宝永2年(1705) 以降については寛政4年(1792)に無株者との 間の訴訟があって、網株名主層が「宝永年中, 正徳年中,享保年中の上鮎の御請取書これあ り」(『D』・305頁)と奉行所に説明している。 この説明からも由緒書にあるように毎年、しか も2回も供御鮎献上ではなかったことは確実で ある。この点は近世以前においても同様である。 そして安永8年(1779)以降,東京遷都までは 一時期を除いてほぼ毎年献上されている(『北 桑田郡誌』222頁・1956年・社会教育協会)。こ の献上には「鮎代並に夫代」が支払われている (『京都北桑田郡誌』672頁)。またこの輸送人 夫は網株以外の者や他村が村高に応じて負担し ている。その供御鮎は禁裏に献上する「御用 鮎」であると共に、「売鮎」すなわち網株所有 者の専売でもあった。「私共儀,禁中様御上り 鮎並に御上洛の節ハ二条御城へ鮎を指上げ申す 役目にて, 又其の外の時は私共商売に仕来り申 し候」(元禄九年宮村網役人訴状《『D』・154 頁》)といっている。そしてその網株所有者は ^{えっ} 名 主層の全部ではない。また貧困その他の理 由で休株したり、網株を持たない小百姓に銀子 を取って貸すケースもあって, さきの元禄2年 5月の訴訟が起こったのである。その訴訟文書 で、黒田宮村によれば「古来より網の家筋」は、 「山国七か村、黒田村の内に宮村、以上八か村 にて御座候。先年はあみ役人八か村にて70軒 余」であったが、「身体罷成らずもの、または 病気なるものなど御座候て, あみ家筋不足仕り, 只今は漸く四十軒程度御座候」(『D』・210頁)。 ところがさらに、元禄12年に京へ供御鮎を差し

上げる人足を出していた「北山中組貳十四か 村」が悉く旗本領になってしまい, 供御鮎は 「中絶仕り候。」ところが、その後、宝永2年 に既述のように7か村が増御料に復活。そのう ち「鳥居村・塔村・井戸村・黒田宮村四か村ば かりに、網役の家貳十人斗り御座候。| そこで、 供御鮎も再開されたが、恐らくその前後からと 思われるが、増御料7か村名主の全員が網役に 参加するようになった。しかし、「御用鮎京都 へ登し申す人足の義は、只今に至り(北山中) 組中七か村高掛り仕り候に付, (小百姓から訴 えがあり)網役人も平均請け申し候。然るによ り役二重に成り申し候て、網役人の者共、身上 立ち申さず, いよいよ御用鮎御無沙汰にまかり 成り, 冥加の程何共難儀千万に存じ奉り候」と 嘆いているのである(『D』・156頁)。さらに時 代は降って, 寛政4年(1792)6月に名主で はない鳥居村庄屋万蔵、同年寄嘉右衛門と山国 七か村名主惣代との間で網株をめぐって起っ た訴訟では、後者が「禁裏様江御用鮎差し上げ る」のは「村々名主筋目網株の物(者)共」 ばかりなのに、「然る処、此度鳥居村万蔵・同 村喜右衛門, 内福に暮し候に付, 網株にても身 分無きにて、増長いたし、小百姓共相かたらい、 郷中古法を相破り申したく物工み, 我侭に御用 鮎差し上げ候目論 | だと主張したのに対し、前 者は御用鮎については「御役所様、御所様より も御廻状を以て, 庄屋方江仰せ下し候儀」で, 「往古より村一同に仕り、相勤め来り」「御用 鮎の儀は名主も百姓も去年迄差し上げ、別な く一同に差し上げ来り候義」と反論している (『D』・300頁)。この場合,いわば実力で村役 人に就任した万蔵達が「名主仲間」の慣行を 表面から否定して, 往古から村一同で供御鮎献 上を実行してきたと村惣百姓の支持を背景に公 言しているのに対して、名主惣代が「山国郷 中の儀は、いずれの村方にても古法相守り申さ

ず候では、相納り難き儀に御座候。殊に山国郷中の儀は、作間の渡世に材木等売買仕り候に付、他所他国掛け合い等御座候。御料・私領一統古法を相用い、村方相治り来り候。」と相変らずの建前論に終始している。地方の秩序を重視する奉行所としては、その「申渡」でもちろん七か村名主惣代の主張を認めている。ただ事件の原因の一つである網株所有者が困窮や病身で貸網せざるを得ない場合は、「七か村網株仲か間の者共より助け合い、百姓相続の差し障りに相成らず様致すべく」といい、また「以来は七か村共網株これなき者にても、庄屋役相勤めの内は役前の規模と網株の内え差加へ申すべく」と、両方の顔を立てることを忘れていない。

また,文政5年に奉行所へ山国私領5か村名 主網株の者から「御料七か村同様に禁裏様江上 げ鮎調進奉り候は、, 山国郷中一統治り方も宜 敷く相成り申すべく」と申出があり、御料7か 村から古来からの証拠書類をそえて出願した。 しかし、さらに御料7か村で熟談した結果、小 塩村・黒田3か村からは「小前百姓共混雑に及 び候」という理由で反対があり、また奉行所か らは宝永2年の増御料から120年経過した今日 (同7年),「私料五か村古往の由緒を以て、新 規上け鮎願い」になるといわれ、再度郷内で話 し合った結果は、新規の願いとなれば御私領五 け村株外の者とても、彼是申し立て混雑に及ぶ べく、従来の規矩も相崩し治らず、難渋の義に 付しという結論で、出願はとり下げられてしま った(『D』・89頁)以上のような網株の歴史を 通じても, 古名主層の上層が変動してゆく家 格の維持に断えず悩まされてきていることが推 測できるだろう。翌文政8年5月25日,奉行所 が「洛中洛外において銭相場高値につき, 銭取 引の諸品値の引上げを指示したところ, 山国・ 黒田地方でも騒動が起きている。秋山国三氏の 報告に次のように述べられている(『E』・189 頁)。

「11月11日の夕方,黒田3か村,小塩村,初川村及び広河原の「小百姓」が「大挙して大野村の十五堂へ押寄せた。かれらは米価が高騰して飯米の購入に困難をきたしている現在,塔村の酒屋吉右衛門方では米価が下がる迄酒造を中止すること,また大野村の米屋清左衛門方では盆以後仕入れた米は小堀代官の公定価77匁5分で来る3月までに売払い,それ以後は米商いを中止することを要求した。」

事件そのものは奥山総代(名主総代)が広 河原小百姓に対して説得し、その夜のうちに解 散させ, 小塩・初川両村の小百姓に対して翌日 夜までかかって米の援助を約束して帰村させた。 「しかし黒田3か村の(小)百姓の態度は強硬 で、8か村当役(村役人)の斡旋も効を奏しな かったが、黒田3か村の当役と塔村惣助・又兵 衛の噯いで、酒造米は口郡米を使用し、酒造量 は従前の4分の1におさえること,一方米酒売 も来る3月限りで中止するが、その条件として これまでの売込代銀を遅滞なく支払いを完了す ることで妥結した。黒田3か村の(小)百姓は 翌13日の朝,右の約定書を受け取ることにして その夜もまた一宿した。ところが、その13日に、 (大野村支配の) 杉浦代官の (中江村 名主) 小畠杢右衛門・同青砥軍兵衛は同勢20人余を引 連れて大野村に出役し、(京都奉行所の) 小堀 代官からも手代藤橋堅助・中川捨次郎16,7人 を引率して大野村に到着し、関係者を召喚して 取調べを開始した。その結果は、酒屋吉右衛門 は運上を納め酒造を認可されているものである から,下々の都合で酒造量の縮減を強制するこ とは許されない。また米屋清左衛門は杉浦氏の 領民であるから、禁裡領の黒田3か村の百姓が 清左衛門の米商売を強制的に中止させようとす

ることは非合法であると断定し、張本人の糺明を開始することを申渡し」「小堀代官はその責任を追及し、張本人8人に手錠を科し、3か村当役は宿預けに処し、参加者一同に謹慎を命じた。」

以上の騒動を通じて、山国・黒田地方が郡市京都の近郊農山村として完全にその商品経済圏の中に入っていたことが明白である。と同時に各村落を超えた「名主仲間」の存在は、村落秩序を支えるほどの力はすでになく、騒動に対する治安の維持も領主権力によってはじめて確保されたのである。

そのように形骸化し、ただ伝統的系譜だけを固持してきた「名主仲間」が、近世以前の神領の再興と官位拝任という過去の幻影を夢みて、急遽参加したのが明治維新における山国農民隊結成の動機であった。慶応4年(1868)正月、若き日の西園寺公望山陰道鎮撫総督の檄に呼応して山国では「名主仲間」が先頭で山国隊を組織して勤皇倒幕に参加した。その経緯は代表藤野斉の「東征日証」(山国自治会)にある通りである。

檄文ノ達スルヤ我郷士何ゾ躊躇センヤ,加ウルニ,社司拝任階梯ヲ得ルノ時至レリト,四沙汰人,名主一統団結蹶起シ,応分ノ勤王ヲ屹立シ,久シク沈倫ノ綸旨ヲ復古センモノト企図スルノ要素ニシテ,山国隊ノ勃興セルノ権興タリ,

もっとも、小塩村も参加したが、黒田3か村は「私共三ケ村之儀は、至て難渋の小村にて御軍役等に罷り出て候力も御座なく候」(『E』・45頁)と断っている。参加した山国隊の一部である名主層19名・非名主層15名(初めて「従土」とある名主層19名・非名主層15名(で賃銀を支給されて参加したが、)の34名の一隊は、「東征」にまで参加した。その結果、死者7名、負傷者7名

を含めて、総額7788両余の費用をついやし、明治5年までに3387両余が山国郷の負債として残った。近世を通じて「名主仲間」の山国郷支配を強調された仲村研氏は、その論文「山国五社明神宮座の解体過程」(『社会科学』 9号・1968)の結論で次のように述べている。

山国農兵隊の結成は、名 主中の反動主義から発したものであったが、農兵隊に非名 層を編成したために、彼らのつき上げによって名 主的身分差別の撤廃を余儀なくされ、明治2年以降においては莫大な借金のために 奥山の売却に活路を求めざるをえなくなり、ためにここでも非名 主的役人にたいして名 主的特権を主張しえなくなった。この時点が (身分差別撤廃の)血盟書の奥書に記される 明治5年であり、それは同時に山国五社明神 宮座の完全な解体を意味したのである。

(未完)